

総務常任委員会

1 開 議 平成30年12月7日(金) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第86号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第87号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第88号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

総務常任委員会名簿

委員長	菊池久光	出席
副委員長	櫻井潤一郎	出席
委員	鈴木央	出席
	深澤賢市	欠席
	大豆田春美	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	財政課長	益子弘行	出席
	税務課長	高野浩	出席

事務局	藤田昌子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（菊池久光君） 皆さん、おはようございます。

開会前ではありますが、傍聴の申し出がありますが、これを許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 傍聴を許可いたします。

（傍聴者入室）

○委員長（菊池久光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、後藤財務部長、渡邊総務課長、益子財政課長、高野税務課長です。

◎議案第86号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第86号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第86号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料15ページをごらんください。平成31年度組織改編に伴い、建設部と水道部を統合し、建設水道部とするため、大田原市行政組織条例の一部改正するものであります。また、部の名称が改正されますことから、大田原市議会委員会条例、大田原市都市計画審議会条例、大田原市下水道使用料等審議会条例、大田原市水道料金審議会条例及び大田原市水道事業の設置等に関する条例の5つの条例についても改正が必要となり、一括して改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表でご説明させていただきますので、タブレットの16ページをごらんください。

第1条は、大田原市行政組織条例の改正でありまして、第2条、部の設置において、「水道部」を削り、「建設部」を「建設水道部」と改めます。

次に、第3条、事務分掌であります。こちらにおいても同様に、名称を改正した上で、水道部の事務

分掌でありました下水道及び浄化槽に関することを建設水道部の事務分掌といたします。

17ページに移りまして、第2条は大田原市議会委員会条例の改正でありまして、第2条、常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の規定中、次に18ページに移りまして、第3条は大田原市都市計画審議会条例の改正でありまして、第7条、庶務の規定中、19ページに移りまして、第4条は大田原市下水道使用料等審議会条例の改正でありまして、第7条の庶務の規定中、20ページに移りまして、第5条は大田原市水道料金審議会条例の改正でありまして、第7条、庶務の規定中、最後に21ページに移りまして、第6条は大田原市水道事業の設置等に関する条例の改正でありまして、第5条、規則の規定中、それぞれの条文におきまして、「建設部」あるいは「水道部」を「建設水道部」に改めます。

タブレット14ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第86号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 必要性についてお伺いするわけですが、まずその前に、一つこれで建設水道部の係が幾つになるのか、職員が何人から何人になるのか、一つずつ答弁するのですか、まとめていいのですか。

（何事か言う人あり）

○委員（千保一夫君） まず、係の数、それと職員の数、それと今までの水道部のデメリット、水道が独立しているためのデメリットを挙げてみてください。それと、今度水道、下水道が一緒になって建設水道部になって、そのメリット、建設水道部になったためのメリット、水道部であるためのデメリット、最後ね。それと比較して説明してください。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、ご説明いたします。

現在、水道部につきましては、下水道課、課長を含めまして13名、水道課につきましては、今水道部長が兼務しておりますが、課長を1名とすれば10名、合計23名おります。来年度4月1日から建設水道部という形になりますが、それぞれの課の係、それから人数は同じですので、部長のポストが1つ減るという形でご理解いただければと思います。

また、メリット、デメリット……

（「数を」と言う人あり）

○総務課長（渡邊和栄君） 数は同じです。係は、今下水道課が3係、管理係、工務係、維持係、それから水道課につきましては、管理係と工務係ということで、それぞれ来年4月1日以降も同じ係がそのまま残される形になります。

（「建設部の職員も全部です」と言う人あり）

○総務課長（渡邊和栄君） 建設部につきましては、部長まで入れまして60人おります。それで、道路建設課が12、道路維持課が16、都市計画課が14、建築住宅課が10、建築指導課が7という内訳になっておりまして、来年4月1日以降は、建設部の課、係についても、そのまま残るという形になります。水道部につ

いても、先ほどご説明しましたように、係の数も人数もそのまま残るということで、来年度に向けまして適正な職員の配置ということで、若干人数が増減というのですか、そういう形もあり得ますが、係としてはそのまま残る予定です。

失礼しました。実はまだ正式には決まっていないのですが、来年の1月の全員協議会で議員の皆様にご説明する予定なのですが、今現在、道路建設課と道路維持課、こちらの課を統合するような形で今検討しております、そちらが統合されますと課は1つになりまして、係については道路建設課が庶務係、道路係、用地係の3係と、あと道路維持課も管理係と維持係、合わせて3つあるのですが、この係3つはそのまま残ります。失礼しました。

それとあと、今現在の部が分かれたことによるデメリット、それを来年度統合することでどのような形になるかということなのですが、道路と、あと水道につきましては、関連がある事業ということで、それを一体的に管理する建設水道部という形になれば、意思決定も今までよりもスムーズになるというメリットがあるということで、一つの要因としては、そのような形で統合をする予定であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 水道部が分かれていることでのデメリット、一緒になったことのメリット、それが単なる水道事業、工事するときには、常に道路をいじるから、道路内に布設をするので、建設部長と水道部長との調整が必要だと、そういうことぐらいしかデメリット、メリットがなくて、そしてこの大田原市の下水道はまだまだ、本当は計画、全体の基本計画がありながら実施計画に至らない。とうとうそのままになっている下水道区域もたくさんある。あるいは特環なんかしても、そういう下水道はまだまだ道半ばだろうと思う。水道は随分普及は進みましたが、それもまだ、水道も完全には終わっていない。

そういう状況で、あたかも今国のほうで、例えば水道法が成立をして、成立すると、収入、まだ委員会なのでしょうけれども、成立して1年以内に制度化されるということになったときに、今後、今考えられているのは、かなり実現性があるのは、都道府県単位の、今の国保と同じように、県単位でやって、広域化を図っていくという、そのくらいなのだと思いますが、そういう状況でいて、もし今すぐにこれが県で一本化するということであれば、確かに仕事量も減るでしょう。しかし、今まだ、県の方も未定な時期に、大田原市が水道部をなくして建設水道部に統合して、何のメリットがあるのかと考えたら、単なる水道事業と道路と、管と道路管理、道路の管理課と水道事業との連絡調整あるいは年間の工事や何かの時期や、そういったものの連絡調整、補償の価格は別として、そのぐらいのもので水道部をなくしていいのかという。

今本当に、特に水道で、大きなところは下水道が大きいでしょう、確かに。しかし、きめ細かないろいろ、水道部、管理や、大変だということで、この水道部と建設部とを一緒にしてしまっ、そして1人の部長の統括する能力のことを考えたときに、課が7課ぐらいになって、今統合、道路の維持等、建設部と一緒にするにしても、とりあえず7課つくって、係にしてもかなりですね。すると、職員が八十何名、そんな建設部と水道部の意見調整や何かについては、そのための副市長がいるのであって、そんなもの、それを建設部長1人によって、幹部との意思決定ができるからなんて、こんな、建設部長の、失礼ながら、能力や何かの面、能力の問題が生じたのであれば、この危険さももちろん伴うわけでしょう。

そういう意味で今、広域化、県一本で広域化がなされれば、確かに水道部、建設部と統合していいでしょうけれども、今の時期にやることのメリットというのはその程度しかないのですかと。その程度しかない。そのために部長をなくすのかというか。

余り意見を述べてはいけないのかもしれませんが、後ほど意見のときに。
意見は採決した後。

(「はい、そうです」と言う人あり)

- 委員（千保一夫君） 採決した後になってしまうの。
- 委員長（菊池久光君） 前です。
- 委員（千保一夫君） 採決する前。
- 委員長（菊池久光君） はい。
- 委員（千保一夫君） では、そのときにもう少し意見を言わせてもらいますが、もうちょっと説得力がある説明をお願いしたいと思うのですけれども。
- 委員長（菊池久光君） 総合政策部長。
- 総合政策部長（櫻岡賢治君） 本会議のときにも私が説明を差し上げたのですが、毎年、毎年組織の改編についてはヒアリングをやっています。今回も10月にヒアリングを行いました。実際今ある、行政上でいう事務事業。実際の事務事業、どんなことをやっていて、あとは昨年度の時間外はどのようなのだろうか、実際にどれだけ仕事が忙しいというようなことももちろんヒアリングをやっています。

総務課長が言いましたように、水道、下水道については、課はそのまま残ります。係も残ります。建設部のうち道路課については、今やっている道路課と道路維持課ですか、こちらは一応統合すると。ただし、統合はするけれども、係はそのまま残しますという形です。

水道、下水道について、実際時間外等はどうなのかということ、時間外があるから忙しいか、忙しくないかということにはならないかもしれませんが、現実的に時間外を聞いたところ、調査をしたところ、水道も下水道も、年間平均ですけれども、10時間を超えていないのです、月単位。ここではちょっと部が異なるところを挙げていいかわかりませんが、子ども課、保健福祉部です。こちらになると、平均でも30時間近くやっているということで、先ほど総務課長が言いましたように、1月の段階で組織が決まりましたら正式に発表させていただきますが、保健福祉部の子ども幸福課あたりは、ちょっと分ける必要が出てくるのではないかなというようなことで考えております。

確かに今議員が言われるように、ただ単に調整が、調整をすることだけのメリットならばという話はございますけれども、一応行政改革、第3次の行政改革の中では、コンパクトといいますけれども、定員管理をしっかりした上で人員管理ですか、そういったものやっけていくのだということになっていまして、行政評価上は、今回は評価は、人員管理についてはD評価だったと思うのです。というのは、やっぱりどうしても人が、予定していた人員よりも減らすことができなかったという部分もございました。

そういうことで、調整役は確かに1人減るかもしれませんがけれども、実際に業務を実施していく人数というものは変わっていない、係も変わっていないというところでご理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 一番心配しているのは、水道法が成立というか、いわゆる厚生省とかなんとかという、もともとの民営化、完全な民営化というのが一番危惧されていたわけですがけれども、完全な民営化ではなくて、いわゆる施設の所有権は自治体が持ったまま、運営だけを、運営権だけを売却ですね、あれは。運営権を完全に売却してしまう。しかも売却期間は少なくとも20年以上をベースとして、20年、30年。もちろん20年、30年売却して、もう職員も定年退職していて審査は通らないし、水道等の技術者はもう自治体では自ら持てない。そういう状況になってきたら、もう永遠に民営化です、完全に。

責任だけは、そのハード面の所有権を自治体が持つということは、万が一の大きな災害や何かのときの義務だけは自治体が持ちますよ、日ごろの利益を出すための営業は、これは民間に完全に任せて、ビジネスチャンスで民間にやらせてやるという、本当に変な話で、小泉総理のころの完全、自由経済が最高だと言ってやった、金融機関と連携しながら。そのころ安倍さんはもう官房長官をやりまして、その流れでずっと来ているので、自由主義経済というのが何にも増して最優先という、そういう考え方があるのではないかということで、自治体を守るべき最小限のそういうガイドラインの問題とか、そんなことまで国の影響を受けないと思っている。

今回は決して民営化を前提にしていない、広域化はあるかもわからないのだという永山副市長の答弁でありましたけれども、私は、もちろん民営化というのはものすごく危険なことであることと、それはもう承知しているというような、副市長も言っていますから。

今回のこの統合につきましては、今のは、部長が1人の部長で、これだけの課と職員を全部統率していけるのかと、こういう問題があることと、万が一の間違いがあつたとき、ミスをするようなことがあれば、その損害や何かが、管理、大きなものやって、部を2つにしているために、いて、職員たちの時間外が少ないということで随分勤務が緩やかなのではないかみたいな、そんなような発想でいたらいけないのだと。時間外が少ないこと、ないということは、本当は理想なのではないか。時間外がずっとない。子ども幸福課のほうが異常なのだ。

でも、そういう発想でもって、平均的に時間外を皆こなすような、そんなことが良しとしてしまうのでは、これは間違いなので、もう少し部、課の組織をいじるというのは、その発想をしっかりと正常化させなくてはいけないのではないか。そんなに簡単に、お金の問題とか、いろんなもので、あるいは連絡調整が難しいとか、事務連絡調整が難しい、そういう事業の調整が難しくなるとか、本当に聞いても、とても納得できるようなものではない。

附随して言えば、職員にとってもやっぱりポストというのは必要なものであって、ポストをどんどん減らして簡素化していけばいいということではなくて、簡素化と同時に危険も生じて、1人に権限が集中していき、責任が集中していくということは、危険も伴うわけで、2人で、建設部長と水道部長で協議すれば、そこで慎重な結論が出てくるけれども、単独の部長が1人で決定するとやったら、部長のもとで課長が意見を述べなかつたときには、その部長のおかげで非常に危険を生むことがあるということです。

やっぱり組織というのは、幾つもの部署があるから健全な運営ができることというのがあるので、あと

は職員の将来ポストが減ることになるので、本当は必ずしもそれは納税者にとっていいのだと、必ずしもそうではないものがある。その上、職員の意欲にも、士気にも影響してくることがあるし、それは附随したものとしても、私はこれだけの人数、これだけの課、係、こういったものを1人の部長が統率するというのは、ちょっと限界を超えるものがあるのではないかなど。

本当に効率ということを言ったら、逆に2つの部があったほうが、効率のいい、あるいは正常な事務ができるのではないかと、こう思っていますので、私は、これはもう時期尚早。将来県内水道事業を一本化した、広域化が図れた、そのときには、また改めて水道部廃止もいいかもしれないですけども、今はちょっと時期尚早と思っています。

○委員長（菊池久光君） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第86号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第86号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（菊池久光君） 起立多数であります。

よって、議案第86号 大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、原案を可とすることに決しました。

◎議案第87号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第2、議案第87号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第87号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書29ページ、補助資料をごらんください。本条例は、平成30年人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて、本市の一般職の給与の改定及び一般職の任期付き職員の給与の改定をまとめて行うものです。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それではまず、平成30年人事院勧告の概要をご説明いたしますので、タブレットの41ページをごらんください。

平成30年人事院勧告のうち本市職員に関係するものにつきましては、月例給、ボーナスの増額改定によるものです。月例給につきましては、民間給与との格差0.16%を埋めるため、平成30年4月に遡及しまして増額改定し、ボーナスにつきましては、平成30年12月の勤勉手当を0.05月分増額改定するものです。

次に、本条例の改正の概要をご説明いたしますので、42ページをごらんください。本条例の第1条につきましては、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち平成30年度分の改正規定であります。第21条の勤勉手当の規定中、12月支給分を0.05月分増額改定するものです。勤勉手当の支給割合は、表の平成30年度改定後のとおりとなります。

次に、別表第1、行政職給料表の改正は、給料月額を増額改定するもので、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度引き上げ、そのほかは400円の引き上げを基本に改定するもので、平均改定率は0.2%となります。改正後の給料表につきましては、32ページから35ページの新旧対照表をご参照願いたいと思います。

タブレット43ページに行きまして、本条例第2条は、大田原市一般職の職員の給与に関する条例の改正のうち平成31年度分の改正規定であります。第20条の期末手当の改正については、6月と12月の支給割合を均等化する改正で、また第21条の勤勉手当の改正についても、平成30年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、6月と12月に支給割合を均等化する改正であります。

その結果、期末勤勉手当の支給割合は、42ページに戻っていただきまして、下段の表の平成31年度以降のとおりとなります。

タブレット43ページに戻っていただきまして、本条例第3条は、大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち平成30年度分の改正規定でありまして、第10条第2項の特定任期付き職員の期末手当の規定中、12月支給分を0.05月分増額改定するものです。また、別表第1及び第2の改正につきましては、それぞれの給料表を国家公務員の任期付き職員に準じて改定するものです。

改正後の給料表につきましては、38ページから39ページの新旧対照表を参照願います。38と39ページです。

次に、本条例第4条、大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正のうち平成31年度分の改正規定であり、第10条第2項の特定任期付き職員の期末手当の改正につきましては、平成30年12月の0.05月分の増額改定分を含め、平成31年度において6月と12月の支給割合を均等化する改正であります。

以上が本条例の改正の概要となります。

次に、本条例の附則の規定をご説明いたしますので、タブレットの28ページをごらんください。附則第1条第1項は施行期日の規定で、本条例は、公布の日から施行するものとし、ただし第2条及び第4条規定は、先ほどもご説明しましたとおり、いずれも平成31年度分の改正規定でありますので、施行期日を平成31年4月1日といたします。

次に、同条第2項は、平成30年度分の給与改正規定を平成30年4月1日に遡及適応する旨規定いたします。

次に、第2条は、改正後の給与条例等を適用するに当たり、改正前の給与条例等の規定に基づき支給された給料は、その内払いとみなす旨の規定となります。

最後に、第3条は、委任規定でありまして、本条例の施行に關しての詳細規定を規則に委任するものでございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 41ページの概要を見ていただくとわかりますが、月例給、民間給与との比較、格差0.16%を埋めるためということで、今回改定率でいくと0.2%になる。このわずかな差というのはどんなことで出てきていますか。41ページ。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 詳しくは把握していませんが、国の出しております給与勧告の骨子というところにもございますが、民間給与との格差0.16%を埋めるために、国家公務員のほうでは俸給表と呼んでいるのですが、級、等、号という形で、その中で、民間に合わせるために、給料の月額を上げるということで、当然年齢構成等も民間と若干変わってきますので、その試算した結果、給料表を変えることで、このぐらい埋まるのではないかとということで試算した結果が0.2%程度になるということで、実際に年齢構成等も変わってきますので、その辺そのような形で差が出ていると思われま

以上です。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 今大田原市では特定任期付き職員というのは何人ぐらいいますか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 特定任期付き職員は今おりません。今までは収納対策課のほうで、徴収関係でございましたが、今は不在という形で、12月に、また来年4月以降任用したいということで募集をかけております。

以上です。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 期末手当は6月と12月、長年6月と12月、今回特別合わせる、平均化される、均衡平準化させる。特別今回は何かあったのですか。政策があったのですか。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） ご説明しましたとおり、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定に準じてということで大田原市のほうもなっております、国のほうで来年度からは、6月と12月の賞与につきましては、率を同じにするという形でなっておりますので、それに合わせた形になります。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第87号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付き職員の採用及び給与特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第88号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第3、議案第88号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第88号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット46ページ、議案書補助資料をごらんください。本条例も平成30年人事院勧告に基づき、市長等の特別職の期末手当を改定するため、関係する2条例をまとめて改正するものです。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、具体的な改正内容をご説明いたしますので、タブレットの51ページ、条例の改正概要をごらんいただきたいと思います。

本条例第1条は、市長等の給与に関する条例の改正のうち平成30年度分の改正規定でありまして、第4条第2項の12月の期末手当を国家公務員の特定任期付き職員の期末手当に準じて0.05月分増額改定するものです。

本条例第2条は、市長等の給与に関する条例の改正のうち平成31年度分の改正規定でありまして、第4条第2項の期末手当の改正については、平成30年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、平成31年度においては6月と12月に支給割合を均等化する目改正であります。

本条例第3条は、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正のうち平成30年度分の改正規定である第5条第2項の12月の期末手当を同様に、0.05月分増額改定するものです。

本条例第4条は、大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正のうち平成31年度分の改正規定であり、第5条第2項の期末手当の改正につきましては、平成30年12月の0.05月分の増額改定分を含めまして、同様に、平成31年度において6月と12月に支給割合を均等化する改正であります。

改正後の平成30年度及び平成31年度の期末手当の支給割合につきましては、表のとおりとなります。

以上が本条例の改正概要となります。

次に、本条例の附則の規定をご説明いたしますので、タブレットの45ページをごらんください。附則第1項は、施行期日の規定で、本条例を公布の日から施行するものとし、ただし第2条及び第4条の規定は、先ほどご説明しましたとおり、いずれも平成31年度分の改正規定でありますので、施行期日を平成31年4

月1日といたします。

次に、附則第2項は、平成30年度分の期末手当の改正規定を平成30年12月1日から適用する旨規定いたします。

最後に、附則第3項は、改正後の給与条例等を適用するに当たり、改正前の給与条例等の規定に基づき支給された期末手当は、その内払いとみなす旨の規定となります。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第88号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第88号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第4、議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） タブレット52ページになります。

議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、建築基準法の一部改正等によりまして、別表の手数料を徴収する事項及びその金額を改正するものであります。

詳細につきましては、財政課長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菊池久光君） 財政課長。

○財政課長（益子和弘君） それでは、ご説明させていただきます。

タブレット53ページをお願いします。改正の内容は、手数料を徴収する事項及びその金額を規定した別表でございます。

54ページをお願いいたします。補助資料でございますが、資料には記載しておりませんが、改正の項目は3つございます。1点目は、建築基準法の一部改正に伴う項ずれの解消及び建築台帳等記載事項証明手数料の改正であります。2つ目は、建築基準法の一部改正に伴いまして、建築物の敷地と道路との関係における手続が合理化されたことによる改正であります。3つ目が、建築基準法の一部改正に伴い、仮設興

業場など仮設建築物の設置費等の特例が設けられたことによる改正であります。

55ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。最初に、別表の42の項でございます。この事項は、特定行政庁における建築物等の台帳及びその他の書類の整備保存を規定した改正前の建築基準法第12条第7項の規定に基づき、市が整理保存している台帳等の記載事項の証明手数料であります。建築基準法第12条第6項が新設され、もともとの6項以降が項ずれとなったため、建築基準法第12条第7項を第12条第8項に改正するものであります。また、金額につきましては、人件費等により原価の計算を行いましたところ、現在徴収している金額と開きがございましたため、1件につき200円から300円に改正するものであります。

次に、別表44の事項は、建築物の敷地は原則として道路に2メートル以上接しなければならないことを規定した建築基準法第43条第1項のただし書きによる特定行政庁の特例許可に関する事項でありまして、これまでは許可要件といたしまして、建築審査会の同意が必要でありましたものが、建築基準法の一部改正等により、同法第43条第2項第1号において、一定の基準に適合する建築物については、建築審査会の同意による許可から、特定行政庁による認定の取り扱いとなったため、建築基準法第43条第1項ただし書きの規定による建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料を、建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定申請手数料と改め、金額も2万7,000円に改正するものであります。

また、別表44の2、新設でございますが、ただいまご説明いたしました、建築基準法第43条第2項第1号の規定による一定の基準に該当しない建築物につきましては、これまでどおり、建築審査会の同意を得て許可することになりますので、別表44の事項を44の2に移行させ、金額は現行と同額の3万3,000円と定めるものであります。

次に、73の事項は、仮設建築物のうち1年以内の期間を定めて、その建築の許可をするものであります。手数料を徴収する事項の表記を他の手数料の表記と統一するため、「建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物建築許可申請手数料」に改正するものであります。

また、73の2、新設でございますが、ただいまご説明いたしました建築基準法第85条第5項の規定は、仮設興業場や博覧会建築物、仮設店舗などの仮設建築物は、1年以内の規定を定めて、その建築の許可をする内容であります。同法の一部改正に伴いまして、オリンピックのプレ大会や準備等に必要となる仮設建築物など特に必要があるものについては、建築審査会の同意を得て1年を超える存続期間の設定が可能となったことから、「建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物建築許可申請手数料」を追加し、金額は16万円と定めるものであります。

なお、今回の改正に係る手数料の金額につきましては、別表42の事項を除きまして、栃木県及び県内の特定行政庁が定める額と同額でございます。

議案書53ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表42の事項中、「200円」を「300円」に改める改正規定は、平成31年4月1日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 55ページの44号になるのかな。今までの、従前は公道に2メートル接していなくてはいけなかった。これが2メートル、行政庁がやって、大田原市の担当課でこれを、建築指導課でなく…

…
（「建築主事です」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 建築主事か。建築主事が認めると、これが建築できるようになるということによって、どの程度、2メートル接していなくても大丈夫だという、今まで年間でどのくらい問題があつて、これができることによって、劣悪な、そういう道路状況、そういうところがどれくらい今まであつたのかちょっと、私も素人ですから、どういう状況でこれを認めるようになってきたのか。必要性なのか、要求、この手数料がないことは、よっては、条例に、法律の、建築基準法の改正の内容を加味すれば、どういう状況なのかちょっと教えてください。

○委員長（菊池久光君） 財政課長。

○財政課長（益子和弘君） 敷地と道路との関係でございますが、これまでは許可という、認定審査会を開いてやって、許可なのですが、この件数につきましては、年間5件程度あつたようでございます。今回の改正によりまして、予測なのですが、年間5件程度であつたものが、認定というふうに基準に該当するのは、恐らく年間一、二件ではないかというふうに考えておりまして、従前の許可についてはやはり一、二件程度と、かなり件数としては少ないものです。

それらの理由としましては、この道路と敷地の関係につきましては、都市計画区域内に限る案件のみでございますので、旧大田原市の一部にしか適用されないものであります。建築基準法の改正といたしましては、手続上の合理化という点が主な改正の趣旨であるというふうに聞いております。

○委員長（菊池久光君） 財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 補足させていただきますと、今回の改正になる対象物は、利用者が少数であるというものとして、その用途及び規模に関し、国土交通省で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものということで決定された案件を特定行政庁が認めるということで、範囲も限定されて、他の問題が生ずるといふような、ないものに関してでございます。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第89号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第5、議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） タブレット56ページからになります。

議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正等によりまして、個人市民税、法人市民税、たばこ税、固定資産税のわがまち特例、軽自動車税につきまして改正するものであります。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） それでは、タブレットの57ページをごらんください。

本条例につきましては、6条立てになっております。57ページから第1条、58ページに2条から第5条、59ページに第6条を記載しております。第1条から第5条までは、大田原市税条例の一部を改正する条例でありまして、第6条は平成29年条例第6号で制定しました、大田原市税条例等の一部を改正する条例の未施行分の一部を改正するものとなっております。

65ページの議案書補助資料をごらんください。今回の条例の6条のうち第1条から第5条までは、税制改正による地方税法の一部改正等に伴い改正するもので、主な改正点は、先ほど部長が説明したとおりであります。第6条につきましては、軽自動車の環境性能割の減免や非課税の取り扱いについて関係部分を追加整備するものであります。

それでは、改正条例第1条から説明いたしますので、68ページの新旧対照表をごらんください。なお、66ページからの改正趣旨には、改正条項の改正内容がまとめられてありますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、改正文第1条としまして、23条第1項の改正につきましては、23条は市民税の納税義務者を定めたものであります。第1項の文中「によって」を「により」に変更する文言の改正であります。地方税法294条の改正によります。

同条第3項の改正は、市民税の納税義務者を定めた23条で、法人でない社団、人格のない社団等も法人とみなして、この節の法人の市民税に係る規定を適用するという規定であります。第44条第10項から第12項までを除く」と例外規定を設けたものであります。

第44条第10項から12項については、今回新設された規定であります。資本金1億円を超えるような法人等の電子申告の義務を新設したものです。人格なき社団へ適用するこの節の規定のうち電子申告の部分は適用しないという規定になります。

24条第1項の改正につきましては、24条は個人の市民税の非課税の範囲を規定している条文であります。文言の改正と障害者、未成年者、寡婦または寡婦に対する市民税の非課税の所得金額の限度を125万円から135万円に10万円引き上げております。地方税法295条の改正によるものです。

また、均等割非課税を定めた24条第2項におきましても、10万円引き上げの改正と、「控除対象配偶者」

を「同一生計配偶者」への文言の改正となります。地方税法施行令47条の3などの改正によるものです。

続きまして、69ページに入っております。34条の2の改正につきましては、34条の2は所得控除を定めたものでありますが、地方税法314条の2の改正により、基礎控除を受けられる所得限度を「前年の合計所得金額が2,500万以下である」と規定したものであります。

34条の5の改正につきましては、34条の5は調整控除を定めたものであります。調整控除を受けられる限度額を「前年度の所得金額が2,500万円以下」と定めたものであります。第1号中及び第2号中において、文言の改正を行っております。地方税法314条の6の改正によるものです。

新旧対照表70ページに入っております。36条の2の改正につきましては、36条の2は市民税の申告を規定したのですが、第1項の改正は文言の改正2カ所と例外規定の追加です。配偶者特別控除の例外を定めたものであります。源泉控除対象配偶者の場合は、申告書の提出がなくとも所得の把握ができるため、申告は必要のないとの取り扱いになります。

新旧対照表71ページです。44条第1項の改正については、44条は法人の市民税の申告納付を規定しておりますが、第10項及び11項において、「納税申告書という」という定義文を追加しております。

法人の市民税の申告納付を規定した第44条で、第10項から第12項までは新設になります。第10項は、資本金1億円を超えるような法人等の電子申告の義務化を規定したものであります。11項は、電子申告の義務化の規定に伴い、電子申告は納税申告書により行われたものとして税条例等の規定が適用されることを規定しております。第12項は、電子申告の義務化の規定に伴い、電子申告の機構のファイルに記録された時点で、市長に到達した、申告したとみなすことを定めております。

72ページになります。附則5条の改正は、附則5条は個人の市民税の所得割の非課税の範囲を定めたものでありますが、第1項において非課税限度額を10万円引き上げたものであります。地方税法附則3条の3の改正によります。

附則10条の2の改正は、附則10条の2は地方税法附則第15条第2項第1号などのわがまち特例などの割合を定めた規定であります。第1項において水質汚濁防止法による汚水や廃液の処理施設の特例を定めたものでありますが、地方税法の改正により、参酌基準等が変わりましたので、本市では参酌基準の2分の1とするものです。

第3項は、地方税法附則15条2項3号が削除になりましたので、削除するものであります。

以下、各項が繰り上がります。第4項は、新たな3項となります。これまで地方税法附則15条の第2項第7号を根拠としておりましたが、前述のとおり、地方税法附則15条2項3号が削除されたことにより、項ずれとなり、根拠条文が同6号に変更となりましたので、下水道法12条第1項等で規定する公共下水道の使用者が設置した除外する施設の特例割合を定めております。割合は変わらず4分の3です。

第5項は、新たな4項となります。特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留施設、浸透施設について、特例率を定めるものであります。参酌値が改正されましたので、本市では参酌値の4分の3とするものです。

改正前の第6項から第10項までの5項につきましては、再生可能エネルギーに係る設備等の特例を定めた項目であり、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの施設について定めておりますが、地方税法において細分化されましたので、改正するものであります。平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間

に取得した設備について、新たに固定資産税が課税になってから3年度分適用することとなります。

これまで第6項が太陽光、第7項が風力、第8項が水力、第9項が地熱、第10項がバイオマスとして特例率を定めておりました。地方税法において、太陽光においては1,000キロワット以上と未満、風力においては20キロワット以上と未満、水力においては5,000キロワット以上と未満、地熱においては1,000キロワット以上と未満、バイオマスにおいては1万キロワットから2万キロワット未満と1万キロワット未満とそれぞれ2項目ごとに細分化されましたので、それぞれの項目ごとに見直しを行い、特例率を定めております。

改正後の項番号順で申し上げます。新旧対照表の72ページ、右側の改正後の第5項からになります。第5項は、太陽光発電設備で1,000キロワット未満の施設で、参酌値の3分の2とします。第6項は、風力発電設備で20キロワット以上のもので、下限値の2分の1とします。第7項は、水力発電の5,000キロワット以上のもので、下限値の2分の1とします。第8項は、地熱発電の1,000キロワット未満のもので、下限値の2分の1とします。第9項は、バイオマス発電の1万キロワットから2万キロワット未満の設備で、下限値の2分の1とします。

73ページに入ります。第10項は、太陽光発電の1,000キロワット以上のもので、参酌値の4分の3とします。第11項は、風力発電の20キロワット未満のもので、下限値の12分の7とします。第12項は、水力の5,000キロワット未満のもので、下限値の3分の1とします。第13項は、地熱の1,000キロワット以上のもので、下限値の3分の1とします。第14項は、バイオマスの1万キロワット未満の設備で、下限値の3分の1とします。

なお、新旧対照表において、戻っていただいて、72ページにあります改正前第6項、改正前第7項については、項番号のみの変更となっておりますが、それぞれ第5項、第6項となっております。改正前第6項は太陽光、新5項は太陽光の1,000キロワット未満のものを定めております。根拠条文と特例率が変わらなかったため、項番号の変更のみとなっております。また、同じように、改正前第7項は風力発電設備で、新6項は20キロワット以上の風力発電設備を定めたものでありますが、根拠条文と特例率が変わらなかったため、項番号のみの変更としております。

続きまして、新旧対照表73ページ、わがまち特例の特例率を定めた改正前の11項から14項については、再生可能エネルギーにおいて細分化されたため、新設項目をつくったために項ずれとなり、改正前11項から第14項が、それぞれ15項から第18項となっております。

改正前15項は、サービスつき高齢者向け住宅の特例率を定めたものでありますが、第19項にずれることとあわせて、地方税法において改正があったため、根拠条文を「15条の8第4項」を「15条の8第2項」へ変更しております。

附則第17条の2は、有料住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めた規定であります。租税特別措置法第37条の7が削除となっておりますので、適用を37条の6までとするもの、「第37条の9の4又は37条の9の5」を「37条の8又は37条の9」に改正するものであります。

第1条は以上です。

続きまして、新旧対照表75ページ、第2条の説明をします。第90条は、たばこ税の課税標準を定めたも

のですが、平成30年3月31日に先決しました税条例改正において、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法について、1号の方法に0.8を乗じ、2号の方法に0.2を乗じ、3号の方法に0.2を乗ずることとしておりましたものを、今回の税条例の改正において、平成31年10月1日、32年10月1日、33年10月1日、34年10月1日と今後段階的に換算方法を見直すものであります。1号の方法が従来の方法、2号及び3号が新方式の換算方法となっており、これまで従来の方法に0.8、新換算方法に0.2を乗じていたものを、従来の方法が0.6、0.4、0.2へ、新換算方法が0.4、0.6、0.8を乗じ、最終的に34年10月1日からは新方式のみとなります。この2条では、従来の方法に、これまで0.8を乗じていたものを0.6へ、新換算方法に0.2を乗じていたものを0.4を乗じることとするものです。

附則10条の2は、わがまち特例などの率を定めている条項であります。認定経営力向上計画により設備の軽減率を定めた43項が、平成31年4月1日の地方税法改正の施行により削除となるため、参照条文が繰り上がるものです。法規則第15条第44項を同条43項とします。附則第10条の2第17項及び第18項につきましても、附則第15条43項が削除になることによる項ずれによる改正です。

2条の説明は以上です。

続きまして、新旧対照表76ページの3条を説明いたします。第90条は、たばこ税の課税標準を定めておりますが、先ほどの第2条関係で説明しました、加熱式たばこの換算率の変更となります。旧方式の換算方式に乘じていた0.6を0.4へ、新換算方式に乘じていた0.4を0.6に改正いたします。地方税法第467条の改正によるものです。

同条第3項3号は、加熱式たばこの新換算方法の価格による換算部分の規定ですが、引用を、所得税法等の一部を改正する法律附則第47条第1項第1号を同法2号としております。適用期間による改正となります。

91条は、たばこの税率を規定しているものであります。1,000本当たり5,692円を6,122円に改正いたします。地方税法468条の改正によるものです。

第3条の説明は以上です。

続きまして、第4条、77ページからになります。第90条第3項の改正につきましては、加熱式たばこの新換算方法を定めている90条において、従来の方法の乗率を0.4から0.2へ、新換算方法の乗率を0.6から0.8へ変更いたします。

第90条第3項3号の改正については、加熱式たばこの換算方法のうち新方式の価格による換算部分のうち参照する法律の変更となります。

第90条3項3号イの改正は、既にたばこ税を引用していますので、たばこ税法の法律番号を削除するものです。

87ページになります。91条は、たばこの税率の規定であります。1,000本当たり6,122円を1,000本当たり6,552円に改正いたします。地方税法468条の改正によるものです。

第4条の説明は以上で、続きまして5条となります。79ページからになります。89条の2の改正は、89条の2は製造たばことみなす場合を定めたものですが、「及び次条第3項第1号」という文言を削除します。加熱式たばこの換算方法の旧方式を規定していましたが第3項第1号を削除したことによるものです。

90条3項の改正は、90条はたばこの課税標準を規定したものであります。これまで加熱式たばこの換算

方法を、旧方式と新換算方法に割合を掛けて合計した本数としてきましたが、この改正により、新換算方法のみとする改正になります。

80ページになります。90条第3項1号は、加熱式たばこの換算方法の旧方式を規定したもので、削除します。以降、80ページから81ページにかけては、1号を削除したことによる項ずれなどの規定の整備となります。

第5条の説明は以上です。

続きまして、6条を説明いたします。82ページになります。第6条は、大田原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。平成29年3月議会において承認いただき、条例第6号として公布しておりますが、まだ施行になっていない部分の一部を改正するものであります。

軽自動車税の環境性能割についての規定であります。15条の後に5条を追加するものとしておりましたが、8条を追加するものとして、新たに3条を整備しております。環境性能割は、当面県が行うこととしており、減免の方法等を県の方法に合わせることにするため、条項を整理するものであります。

15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についてで、県知事が環境性能割を課税しない自動車に相当するものとして市長が定めるものには課税しないこととしております。

15条の2の3は、課税免除についてで、県知事が免除相当としたものは免除することとしております。

15条の3の2は、課税免除及び減免に関する申請の特例を定めたもので、県知事に申請書を提出することとしております。

改正の内容の説明については以上です。

続きまして、改正条例の施行のため、附則についてご説明いたしますので、60ページをごらんください。60ページの中ほどから附則となります。

第1条は、施行期日を定めております。平成31年1月1日を施行といたします。税法改正施行に合わせ、平成31年4月1日、10月1日、32年4月1日、10月1日、33年1月1日、10月1日、34年10月1日として7号に分けて施行期日を定めております。

第2条は市民税の経過措置、61ページに参りまして、第3条は固定資産税の経過措置、第4条はわがまち特例の経過措置、第5条は平成32年10月1日値上げに係る市たばこ税の経過措置、第6条は、61ページから63ページになりますが、平成32年10月1日のたばこの手持ち品課税を規定、63ページ、第7条は平成33年10月1日値上げに係る市たばこ税の経過措置、第8条は平成33年10月1日のたばこの手持ち品課税を規定しております。

議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 余り膨大で現実にイメージが湧いてきません。私も、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、余りたばこは吸わないのですが、どのような感じかわからないで、換算率を変えて、それで最終的には税率とか税とかは、この換算と同じになるところ、今回は課税率を改正するもの、1,000本当たりのということで、実際はこれで増税になるのですか。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） たばこ税本体は、段階的に値上げになっています。それに合わせるように、加熱式たばこも同じような扱いとして、換算を換えながら合わせていくような感じのイメージとして持っています。

（「一応増税ね」と言う人あり）

○税務課長（高野浩行君） はい。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

（「済みません、いいですか」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 手持ちのたばこの販売前の手持ち品課税という、それはどんなふうにして調査するのですか。手持ち品。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） 手持ち品、たばこ税そのものが申告によるものになっていますので、業者のほうから申告書を出していただいて、それで納付いただくという形になります。

○委員長（菊池久光君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） そうすると、あくまでも小売販売店の改定の手法だけということですか。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） 小売販売店ばかりではなくて、中間業者のほうの扱いにもなりますので、そちらからの申告。

○委員長（菊池久光君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第90号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第90号 大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第6、議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） タブレット84ページになります。議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正によりまして、関係部分を改正するものであ

ります。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（菊池久光君） 税務課長。

○税務課長（高野浩行君） 議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

86ページ、議案書及び資料をごらんください。主な改正点につきましては、根拠条文の項ずれの解消となります。

それでは、改正内容をご説明しますので、88ページからの新旧対照表をごらんください。第2項において、「附則15条第44項」を「附則15条第43項」、第3項において「附則15条第45項」を「附則15条第44項」に、第12項において、「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「48項」を「第47項」に改めております。地方税法附則15条第43項が削除されたことに伴う項ずれの解消であります。

第2項は、特定事業所内の保育施設に対するわがまち特例の特例割を定めたものであります。

第3項は、市民緑地用地に対するわがまち特例の特例割合を定めたものであります。

第12項は、第2項を適用する場合の読みかえ規定になりますが、第2条は納税義務者等を定めた規定であります。わがまち特例を適用する場合には、わがまち特例の特例割合を乗じた価格を課税標準とすることとなります。

続きまして、本条例を改正するための附則についてご説明いたします。85ページをごらんください。附則としまして、平成31年4月1日から施行することとしております。

議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（菊池久光君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第91号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号 大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎発言の申し出

○委員長（菊池久光君） 総務課のほうより、先ほどの説明の中で一部漏れがありましたので、説明をしたという旨の申し出がございましたので、こちらを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 先ほど特定任期付き職員の今の任用はあるかどうかというご質問をいただきまして、私のほうで、今任用はありません。ただし、収納対策課のほうで募集をする予定だということでお答えしましたが、任期付き職員につきましては、特定任期付き職員と、あと任期付き職員ということで2つの種類がありまして、特定任期付き職員といいますのは、研究職とかあるいは専門性の高い、資格を有する方を任用する場合の職種でありまして、収納対策課で募集をかけておりますのは、任期付き職員ということで、一般的な業務のほうの任期の付いた職員の募集ということになりますので、特定任期付き職員の募集ではありませんので、その説明がちょっと不足していましたので、訂正させていただきます。

以上です。

（「いないのは変わらない」と言う人あり）

○総務課長（渡邊和栄君） はい。

○委員長（菊池久光君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（菊池久光君） 次に、日程第7、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットに記載の調査事件につきまして、議会閉会中も継続審査をしたいので、会議規則第109条の規定に基づき、議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

各自内容を確認してください。

（内容確認）

○委員長（菊池久光君） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（菊池久光君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることにいたします。

◎閉 会

○委員長（菊池久光君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて本常任委員会を散会いたします。

午前11時20分 閉会

総務常任委員長